



# 広島県 商工会報

2023年3月号  
 広島県商工会  
 ☎082-437-0180  
<https://skk.hh-kenoh.jp/>  
 E-mail kenoh@hint.or.jp

## 各種補助金・助成金制度のご案内

	小規模事業者持続化補助金	ものづくり・商業・サービス経営力向上促進補助金																																																	
資金使途	経営計画に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取り組みであること。販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取り組みであること。	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。																																																	
締切日	第12回:令和5年6月1日(木) 第13回:令和5年9月7日(木)	第14次締切 令和5年4月19日(水)17時00分																																																	
補助上限(補助率)	(単位:万円) <table border="1"> <tr> <th></th> <th>補助上限</th> <th>インボイス特例</th> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td>50(2/3)</td> <td rowspan="6">※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ</td> </tr> <tr> <td>賃金引上げ枠※</td> <td>200(2/3)</td> </tr> <tr> <td>卒業枠※</td> <td>200(2/3)</td> </tr> <tr> <td>後継者支援枠</td> <td>200(2/3)</td> </tr> <tr> <td>創業枠</td> <td>200(2/3)</td> </tr> <tr> <td>赤字事業者<sup>3/4</sup></td> <td></td> </tr> </table> ※ 補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。		補助上限	インボイス特例	通常枠	50(2/3)	※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	賃金引上げ枠※	200(2/3)	卒業枠※	200(2/3)	後継者支援枠	200(2/3)	創業枠	200(2/3)	赤字事業者 <sup>3/4</sup>		(単位:万円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">従業員数</th> </tr> <tr> <th>5人以下</th> <th>6人~20人</th> <th>21人以上</th> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td>100~750(1/2※)</td> <td>100~1,000(1/2※)</td> <td>100~1,250(1/2※)</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> <td>100~750(2/3)</td> <td>100~1,000(2/3)</td> <td>100~1,250(2/3)</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> <td>100~750(2/3)</td> <td>100~1,000(2/3)</td> <td>100~1,250(2/3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">グリーン枠</td> <td>エントリー類型</td> <td>100~750(2/3)</td> <td>100~1,000(2/3)</td> </tr> <tr> <td>スタンダード類型</td> <td>750~1,000(2/3)</td> <td>1,000~1,500(2/3)</td> </tr> <tr> <td>アドバンス類型</td> <td>1,000~2,000(2/3)</td> <td>1,500~3,000(2/3)</td> </tr> <tr> <td>グローバル市場開拓枠</td> <td>1,000~3,000(1/2※)</td> <td>1,000~3,000(1/2※)</td> <td>1,000~3,000(1/2※)</td> </tr> </table> ※小規模企業者・小規模事業者 2/3		従業員数			5人以下	6人~20人	21人以上	通常枠	100~750(1/2※)	100~1,000(1/2※)	100~1,250(1/2※)	回復型賃上げ・雇用拡大枠	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)	100~1,250(2/3)	デジタル枠	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)	100~1,250(2/3)	グリーン枠	エントリー類型	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)	スタンダード類型	750~1,000(2/3)	1,000~1,500(2/3)	アドバンス類型	1,000~2,000(2/3)	1,500~3,000(2/3)	グローバル市場開拓枠	1,000~3,000(1/2※)	1,000~3,000(1/2※)	1,000~3,000(1/2※)
	補助上限	インボイス特例																																																	
通常枠	50(2/3)	※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ																																																	
賃金引上げ枠※	200(2/3)																																																		
卒業枠※	200(2/3)																																																		
後継者支援枠	200(2/3)																																																		
創業枠	200(2/3)																																																		
赤字事業者 <sup>3/4</sup>																																																			
	従業員数																																																		
	5人以下	6人~20人	21人以上																																																
通常枠	100~750(1/2※)	100~1,000(1/2※)	100~1,250(1/2※)																																																
回復型賃上げ・雇用拡大枠	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)	100~1,250(2/3)																																																
デジタル枠	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)	100~1,250(2/3)																																																
グリーン枠	エントリー類型	100~750(2/3)	100~1,000(2/3)																																																
	スタンダード類型	750~1,000(2/3)	1,000~1,500(2/3)																																																
	アドバンス類型	1,000~2,000(2/3)	1,500~3,000(2/3)																																																
グローバル市場開拓枠	1,000~3,000(1/2※)	1,000~3,000(1/2※)	1,000~3,000(1/2※)																																																
応募方法	原則電子申請 ※電子申請加点が廃止、書面申請は減点対象	電子申請のみ																																																	
お問合せ	広島県商工会連合会 受付時間:9:00~17:00(土日祝日、年末年始除く) TEL:082-247-0221 <a href="http://www.hint.or.jp/kenren/jizokuka/jizokuka.html">http://www.hint.or.jp/kenren/jizokuka/jizokuka.html</a>	ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間:10:00~17:00(土日祝日除く) TEL:050-8880-4053 <a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html">https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</a>																																																	

	アフターコロナ対応 経営革新推進補助金	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金
応募対象者	(1)令和4年3月から令和5年9月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認を受けている者 (2)広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者 (3)暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者 ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者付加価値や利益率向上、新たな需要や雇用を創出等に向けた次に掲げる新たな取り組み (1)新製品・新技術の研究開発 (2)新たなソフトウェアの研究開発 (3)新たなサービス創出のための研究開発
資金使途	設備投資(機械装置等購入費、ソフトウェア購入、システム構築にかかる経費等) 人材育成(講師謝金、専門家派遣費用等) 販路開拓(広告宣伝費、商談会出席費等)	物品費(機械装置備品費、保守改造修理費、外注加工費、消耗品費)、直接人件費 専門家指導費(謝金、報酬費)、旅費(従業員旅費、専門家旅費)、委託外注費(委託費、外注費)、諸経費(賃貸借費、知財関連費、調査費、クラウド利用費、その他経費)
公開日	令和5年3月公開予定	1次募集:令和5年3月17日(金)~令和5年4月27日(木) 2次募集:令和5年8月中旬~10月中旬予定
申請期間等	1,000千円(2/3)※中山間地域は(3/4)	500万円(2/3)
補助上限(補助率)	1,000千円(2/3)※中山間地域は(3/4)	500万円(2/3)
お問合せ	広島県経営革新課経営支援グループ TEL:082-513-3371 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/after-keikaku.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/after-keikaku.html</a>	公益財団法人 ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL 082-240-7712 FAX 082-242-7709 <a href="https://www.hiwave.or.jp/purpose1/subsidy/challengesupport/">https://www.hiwave.or.jp/purpose1/subsidy/challengesupport/</a>

## 優良従業員表彰推薦者募集について

全国商工会連合会・広島県商工会連合会において、当会会員事業所に勤務されている優良従業員表彰の推薦者の募集をしています。

下記の表彰基準に該当する従業員がいらっしゃる事業所は、推薦書(商工会で用意しています)を、ご記入の上4月7日(金)までに、商工会へご提出してください。なお、詳細や推薦書が必要な事業所は、商工会へご連絡ください。

全国商工会連合会会長 優良従業員表彰対象従業員	広島県商工会連合会会長 商工会地区優良従業員
商工会地区の優良従業員で、次の要件のいずれにも該当 ①商工会の会員である商工業者の従業員 ②同一商工業者の下に引き続き30年以上勤務、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者	商工会地区内の商工業者の従業員としてその事業の振興に寄与した功績が顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次の各号に掲げる資格を備えた者 ①商工会の会員である商工業者の従業員 ②同一商工業者の下に引き続き15年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

## 消費税インボイス制度の影響緩和策について

### I. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

- ①税負担の軽減(3年間):免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減されます。
- ②事務負担の軽減(6年間):前々年度の売上高が1億円以下または、前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入れについては、インボイスの保存不要、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能になります。
- ③登録申請期限の延長:令和5年10月開始時にインボイス発行事業者となるには、原則令和5年3月までの申請が必要でしたが、4月以降でも可能になります。

### II. 電子帳簿保存法の要件緩和

- ①システムが間に合わなかった事業者等への対応:税務署長が認めた場合、税務職員から提出を求められた際に送付、受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力画面を保存しておけばよいとなります。
- ②検索機能確保要件の見直し:送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能の確保が不要となる売上高基準を、5,000万円以下に緩和されます。

中小企業の事業主の皆様へ

## 令和5年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。



◆改正のポイント: 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

令和5年3月31日まで			令和5年4月1日から		
1か月時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)			1か月時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)		
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>25%</b>	中小企業	25%	<b>50%</b>

令和5年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

○深夜・休日労働の取り扱い	○代替休暇
<p>・深夜労働との関係 月60時間超の法定時間外労働を深夜(22:00~5:00)に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。</p> <p>・休日労働との関係 月60時間超の法定時間外労働時間の算定には、法定休日に行った時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。 (法定休日労働の割増賃金率35%)</p>	<p>月60時間超の法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引上げ分の割増賃金の代わりに代替休暇を付与することが出来ます。</p>

○就業規則の変更割増賃金の引上げに合わせて就業規則が必要となる場合があります。

例:(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1)1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は、毎月1日を起算日とする。

①時間外労働60時間以下・・・25% ②時間外労働60時間超・・・50% (以下、略)

○働き方改革に取り組む中小事業者に、環境整備に必要な費用を国が一部助成する制度があります。

「働き方改革推進支援助成金」:生産性を向上させ労働時間の縮減等に取り組む事業主に対して、実施した費用を一部助成

「業務改善助成金」:生産性向上のために設備投資などを行い、最低賃金を引き上げた場合に、設備投資にかかった費用を一部助成

○相談窓口

三原労働基準監督署:三原市宮沖 2-13-20

TEL:0848-63-3939

広島労働局

:広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館

TEL:082-221-9247

ハローワーク西条

:東広島市西条町寺家 6479-1

TEL:082-422-8609

## 令和5年度の雇用保険料率のお知らせ

	労働者負担	事業主負担	事業主		雇用保険料率
			失業等給付	雇用保険二事業	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産清酒業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

## 確定申告所得税・消費税納付期限

	現金納付	口座振替
所得税	-	4月24日(月)
消費税	3月31日(金)	4月27日(木)

## マル経融資金利改定について

マル経金利は、3月1日より下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 **1.18%** ⇒ 改定後 **1.30%**

## 協会けんぽの改定について

令和5年度の協会けんぽの健康保険料、介護保険料率及び生活習慣病予防健診等の自己負担額は、令和5年3月分(4月納付分)から下記のとおり変更となります。

給与・賞与:健康保険料率 **9.92%**・介護保険料率 **1.82%**

生活習慣病予防健診等(一般検診)の自己負担額: **5,282円**

## 今後の行事予定

4月下旬~5月上旬:監査会 5月初旬~中旬:役員会

5月29日:総代会

## 緊急雇用安定助成金の終了について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了します。

○申請期限について:本助成金の申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに到達していなければなりませんのでご注意ください。令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**令和5年5月31日**までです。

○最後の判定基礎期間について:令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締切日や最終休業日に関わらず、判定基礎期間末日が令和5年3月31日までとなります。令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

○相談窓口

広島労働:082-221-9247

ハローワーク西条:082-422-8609

## 職員異動のお知らせ

3月31日付退職・異動	氏名	異動先
事務局 長	中島 茂樹	-
経営支援員	松岡 美穂	三原臨空商工会
臨時職員	幸徳 冨佳	備北商工会(経営支援員)
4月1日付採用・異動	氏名	前任地
事務局 長	平野 成夫	-
経営支援員	磯辺 香苗	三原臨空商工会
臨時職員	佃 綾	-

## 広島県央商工会新規会員紹介

令和4年度(4月1日~3月24日の間)に加入された新規会員 **14事業所**を別紙にてご紹介いたします。

**次回会報6月上旬発行予定**